

2016年度提出済要望書③「高校授業料無償化」制度の復活、給付制奨学金制度の創設、朝鮮学校への補助金に関する「通知」撤回をもとめる(教育・マスメディア)2016年6月27日

文部科学大臣 馳 浩 様

国際婦人年連絡会 世話人

實生 律子  
紙谷 雅子  
大倉多美子

**「高校授業料無償化」制度の復活、給付制奨学金制度の創設、  
朝鮮学校への補助金に関する「通知」撤回をもとめる要望書**

国際婦人年連絡会は、全国の女性団体 36 団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指し活動している NGO 団体です。

男女平等社会の実現のためには、性別にかかわらず誰もが安心して学び続けられる環境が保障されることが重要です。「子どもの貧困率」が過去最高の 16.3%に達し、6 人に 1 人が貧困の中で生活している今、経済的な格差によって就学の機会が奪われる傾向が特に女生徒に見られます。

「高校無償化」が廃止され、所得制限を導入した「高等学校就学支援金制度」が実施されて 2 年が経過しました。所得証明の提出なしには給付金を受け取ることができず、「無償化」とは程遠い施策です。この制度が成立した時の付帯決議にもとづく「3 年後の見直し」にあたり、「高校無償化」の復活を強く求めるとともに、小中高等学校に通う低所得世帯の子どもたちへの就学支援金制度のさらなる拡充を求め、家庭の教育費負担軽減を求めます。

今、大学生の 2 人に 1 人が公的奨学金を利用せざるを得ない状況にあり、そのうち 5 人に 2 人が利用している日本学生支援機構の奨学金は貸与制で、しかも有利子が多数です。卒業と同時に多額の借金を背負って社会にでることになります。また、奨学金を必要としながら返還に対する不安・負担から申請を断念し、進路を変更せざるを得ない学生が相当数いることは文科省も認めているところです。その傾向は男子よりも女子に強く現れています。

現在政府が検討している「新たな所得連動返還型奨学金制度」は、所得要件を設けず全員に無利子奨学金を適用することは評価できますが、機関保証料を差し引いた貸与となることや、年収 0 円であっても、返還者が被扶養者になっても返還を求めるなど、安心して利用できる制度とは言えません。

経済的な理由から高等教育機関への進学をあきらめることがないように、給付制奨学金制度を早急に創設することを強く求めます。

3 月 29 日に文部科学大臣が 28 都道府県知事あてに発出した「朝鮮学校に係る補助金に関する留意点について」は現在実施されている朝鮮学校での補助金の打ち切りや減額を誘発します。朝鮮高校以外の外国人学校には補助金が出されている中で、今回の文部科学大臣の「通知」は人種差別撤廃条約や日本国憲法が定める平等権、学習権を侵害することになりかねません。直ちに「通知」を撤回し、国際基準、日本国憲法に照らして、朝鮮学校生徒を含む全ての生徒に教育が保障されることを切に要望します。

性別や民族の違いに関係なく、すべての子どもに等しく教育の機会を保障し、学費の不安なく、安心して学び続けられる教育条件整備のために、以下を要望いたします。

記

1. 国の責任で「高校授業料無償化」制度を復活し、すべての高校生の学ぶ権利を保障すること。
1. 高校生及び大学生に対する給付制奨学金制度を緊急に創設すること。
1. 「朝鮮学校に係る補助金に関する留意点について」の通知を撤回し、朝鮮学校への補助金を維持すること。